

阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体及びその機関が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストに関する分析調査の実施を促進し、もって吹付けアスベスト飛散防止対策の推進を図ることを目的とする。

（補助対象建築物）

第2条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、吹き付けられたアスベスト及びアスベストを含有する吹付けロックウール等（以下「吹付けアスベスト等」という。）が施工されているおそれのある建築物において行うアスベスト含有の有無の分析調査（以下「吹付けアスベスト分析調査」という。）とする。なお、調査の方法は、平成18年8月21日付け基発第0821002号による厚生労働省労働基準局長通達「建材中の石綿含有率の分析方法について」及び平成20年2月6日付け基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により示された分析方法に基づくものとする。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、吹付けアスベスト分析調査に要する費用（検体の採取に要する費用を含む。ただし、原則として1棟当たり250,

０００円を限度とし、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- ２ この要綱に基づく補助は、建築物１棟に係る吹付けアスベスト分析調査について１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者は、吹付けアスベスト分析調査を実施する前に、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１） 付近見取図
- （２） 配置図
- （３） 吹付けアスベスト分析調査箇所の平面図
- （４） 吹付けアスベスト分析調査箇所のカラー写真
- （５） 吹付けアスベスト分析調査の見積書
- （６） 登記事項証明書等建築物の所有関係が確認できるもの
- （７） 市税の調査に関する同意書
- （８） 補助対象建築物の所有者と居住者（使用者）が異なる場合は、それら利害関係者から吹付けアスベスト分析調査を実施してよい旨の同意書（区分所有建築物である場合は、建物の区分所有等に関する法律第３条に規定する団体の規約及び吹付けアスベスト分析調査の実施を決定した旨の議決書）
- （９） その他市長が必要と認める書類

- ２ 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の対象としない。

- （１） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。
- （２） 暴力団員 法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

- (3) 暴力団密接関係者 阪南市暴力団排除条例(平成24年阪南市条例第16号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助金の交付の申請をした者(以下「当該申請者」という。)に対し、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、当該申請者に対し、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)が補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金取下げ届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する取下げ届の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(吹付けアスベスト分析調査内容の変更)

第8条 補助決定者は、第5条の規定による交付申請書の内容を変更しようとするときは、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金変更承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による変更承認申請を受理した場合、市長は、第6条第1項に準じて決定の内容を変更し、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付変更承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知する。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、吹付けアスベスト分析調査が終了したときは、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 吹付けアスベスト分析調査に係る領収書の写し
- (2) 吹付けアスベスト分析調査の結果の写し
- (3) 吹付けアスベスト分析調査の内容が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の実績報告書は、吹付けアスベスト分析調査が終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、当該実績報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知する。

（補助金の交付請求）

第11条 補助決定者は、前条に規定する補助金額の確定について通知を受けたときは、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金交付)

第 1 2 条 市長は、前条の補助金交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助決定者に対し補助金を交付する。

(補助金の取消し)

第 1 3 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を吹付けアスベスト分析調査以外の目的に使用したとき。
- (3) 第 5 条第 2 項の各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付取消通知書（様式第 1 0 号）により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、阪南市既存建築物吹付けアスベスト分析調査補助金返還請求書（様式第 1 1 号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(書類の保存)

第 1 5 条 補助決定者は、当該吹付けアスベスト分析調査の実施に関する書類等を当該吹付けアスベスト分析調査が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない

ない。

（市長の指示）

第 16 条 市長は、補助決定者に対し、必要な指示をすることができる。

（補則）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。